

競争的資金等の運営及び管理に関する規程の改正について

1 趣旨

- 競争的資金等の運営及び管理に関する規程については、業務方法書第 21 条第 2 号への対応の一環として、平成 30 年度第 10 回の理事会（平成 31 年 2 月 19 日開催）において議決され、平成 31 年 2 月 20 日から施行されている。
- 今年度、がんセンターに対して文部科学省が実施している「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）履行状況調査」において、次のとおり規程の改正を行うよう、文部科学省競争的資金調整室・指導企画係長から指導を受けたため、所要の見直しを行う。

2 改正の概要

該当条項	内容	理由
第 6 条第 4 項	削除。	コンプライアンス教育は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の前提としてあるもので、ガイドラインに従って実施するものではないため。
第 9 条第 2 項	最高管理責任者の最終報告書の提出期限を「速やかに」から「10 日以内」へ変更する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインでは、「告発等の受付から 210 日以内に（略）最終報告書を配分機関に提出する。」とされている。 ・現在の規程では、次の運用となっている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 告発等の受付から <u>200 日以内</u>に調査委員会が、調査結果を最高管理責任者に報告。 ② 最高管理責任者が、<u>速やかに</u>配分機関へ最終報告書を提出。 ・上記②の「速やかに」を「10 日以内」へ変更することで、ガイドラインの要件を満たすことを明確にする必要があるため。

3 施行年月日

議決後直ちに理事長決裁により施行。

※ 9 月中に改正を行うよう文部科学省から指導されている。

新（地方独立行政法人神奈川県立病院機構競争的資金等の運営及び管理に関する規程）	旧（地方独立行政法人神奈川県立病院機構競争的資金等の運営及び管理に関する規程）
<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（職員の意識啓発）</p> <p>第6条 競争的資金等コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の運営及び管理に関わる職員を対象に、競争的資金等の運営及び管理に関する法人の不正防止対策及び規程等を理解させるためのコンプライアンス教育を、毎年度1回以上実施しなければならない。</p> <p>2 競争的資金等の運営及び管理に関わる職員は、前項のコンプライアンス教育を毎年度1回以上受講しなければならない。</p> <p>3 競争的資金等の運営及び管理に関わる職員の倫理意識の涵養を図るため、競争的資金等コンプライアンス推進責任者は、第1項のコンプライアンス教育を受講した職員に対して、誓約書（第1号様式）の提出を求める。ただし、新たに採用された職員又は転入した職員に対しては、当該採用又は転入の後、速やかに誓約書の提出を求める。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>第7条～第8条（略）</p> <p>（最高管理責任者の措置）</p> <p>第9条 最高管理責任者は、前条第8項又は第9項の報告を受けた後、速やかに次に掲げる措置のうち、必要なものを講ずる。</p> <p>（1）不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度並びに不正使用の相当額等についての認定</p> <p>（2）調査の対象となった競争的資金等の使用の一時停止の決定</p> <p>（3）不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書の作成</p> <p>2 最高管理責任者は、前項第3号の最終報告書を作成した場合、<u>10日以内</u>に調査の対象となった競争的資金等の交付を所管する機関へ、当該最終報告書を提出する。</p> <p>3～7（略）</p>	<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（職員の意識啓発）</p> <p>第6条 競争的資金等コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の運営及び管理に関わる職員を対象に、競争的資金等の運営及び管理に関する法人の不正防止対策及び規程等を理解させるためのコンプライアンス教育を、毎年度1回以上実施しなければならない。</p> <p>2 競争的資金等の運営及び管理に関わる職員は、前項のコンプライアンス教育を毎年度1回以上受講しなければならない。</p> <p>3 競争的資金等の運営及び管理に関わる職員の倫理意識の涵養を図るため、競争的資金等コンプライアンス推進責任者は、第1項のコンプライアンス教育を受講した職員に対して、誓約書（第1号様式）の提出を求める。ただし、新たに採用された職員又は転入した職員に対しては、当該採用又は転入の後、速やかに誓約書の提出を求める。</p> <p>4 <u>第1項のコンプライアンス教育は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)（平成19年2月15日文科科学大臣決定）」（以下「ガイドライン」という。）に従い実施する。</u></p> <p>第7条～第8条（略）</p> <p>（最高管理責任者の措置）</p> <p>第9条 最高管理責任者は、前条第8項又は第9項の報告を受けた後、速やかに次に掲げる措置のうち、必要なものを講ずる。</p> <p>（1）不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度並びに不正使用の相当額等についての認定</p> <p>（2）調査の対象となった競争的資金等の使用の一時停止の決定</p> <p>（3）不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書の作成</p> <p>2 最高管理責任者は、前項第3号の最終報告書を作成した場合、<u>速やかに</u>調査の対象となった競争的資金等の交付を所管する機関へ、当該最終報告書を提出する。</p> <p>3～7（略）</p>

第10条～第11条 (略)

(監査及びモニタリング)

第12条 地方独立行政法人神奈川県病院機構内部監査実施規程第4条第1項に規定する監査責任者は、内部監査の実施に当たり、競争的資金等の事務処理に係る事項を監査の対象とし、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文科科学大臣決定)(以下「ガイドライン」という。)」に掲げられた内容に従って監査を行わなければならない。

2 (略)

第13条 (略)

附 則

- 1 この規程は、平成31年2月20日から施行する。
- 2 平成31年3月31日までの間、第7条第5項において「地方独立行政法人神奈川県立病院機構内部通報及び外部通報に関する規程」とあるのは、「地方独立行政法人神奈川県立病院機構内部通報等に関する規程」とする。
- 3 平成31年3月31日までの間、第11条において「病院においては経営企画課長(がんセンターにあっては財務経営課長)」とあるのは、「病院においては経営企画課長」とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月 日から施行する。

第10条～第11条 (略)

(監査及びモニタリング)

第12条 地方独立行政法人神奈川県病院機構内部監査実施規程第4条第1項に規定する監査責任者は、内部監査の実施に当たり、競争的資金等の事務処理に係る事項を監査の対象とし、ガイドラインに掲げられた内容に従って監査を行わなければならない。

2 (略)

第13条 (略)

附 則

- 1 この規程は、平成31年2月20日から施行する。
- 2 平成31年3月31日までの間、第7条第5項において「地方独立行政法人神奈川県立病院機構内部通報及び外部通報に関する規程」とあるのは、「地方独立行政法人神奈川県立病院機構内部通報等に関する規程」とする。
- 3 平成31年3月31日までの間、第11条において「病院においては経営企画課長(がんセンターにあっては財務経営課長)」とあるのは、「病院においては経営企画課長」とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。